

# 収支内訳書 記入準備シート（白色申告）

【注意】本書類は下書き・準備用の集計シートです。正式な提出は国税庁公式様式（収支内訳書一般用）またはe-Taxで行ってください。

対象年分 令和 年分

氏名： 業種：

## I 売上（収入）金額・売上原価

|                      |   |
|----------------------|---|
| 売上（収入）金額             | 円 |
| 期首商品棚卸高              | 円 |
| 仕入金額（月別欄の合計と一致させる）   | 円 |
| 小計（期首商品棚卸高＋仕入金額）     | 円 |
| 期末商品棚卸高              | 円 |
| 差引原価（小計－期末商品棚卸高）     | 円 |
| 差引金額①（売上（収入）金額－差引原価） | 円 |

## II 経費

|       |   |
|-------|---|
| 租税公課  | 円 |
| 荷造運賃  | 円 |
| 水道光熱費 | 円 |
| 旅費交通費 | 円 |
| 通信費   | 円 |
| 広告宣伝費 | 円 |
| 接待交際費 | 円 |
| 損害保険料 | 円 |
| 修繕費   | 円 |
| 消耗品費  | 円 |
| 減価償却費 | 円 |
| 福利厚生費 | 円 |
| 給料賃金  | 円 |
| 外注工賃  | 円 |
| 利子割引料 | 円 |
| 地代家賃  | 円 |
| 貸倒金   | 円 |
| 雑費    | 円 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 経費計              | 円 |
| 差引金額②（差引金額①－経費計） | 円 |

**Ⅲ 事業専従者控除・所得金額**

|                                                        |                           |
|--------------------------------------------------------|---------------------------|
| 事業専従者の人数・氏名                                            | 人（                      ） |
| 控除額の上限の目安（差引金額②÷（人数＋1））                                | 円                         |
| 事業専従者控除額（配偶者は最高 86 万円、その他親族は最高 50 万円。上の目安が低いときはそちらが上限） | 円                         |
| 所得金額（差引金額②－事業専従者控除額）                                   | 円                         |

# 別紙：収支内訳書の書き方ガイド

## 1. 収支内訳書とは

収支内訳書は、白色申告（青色申告の承認を受けていない）の個人事業主が確定申告の際に提出する書類で、1年間の売上（収入）金額と必要経費を集計し、所得金額を計算します。青色申告の場合は「青色申告決算書」を使い、収支内訳書とは書類の名称・様式が異なります。

## 2. 経費科目の考え方

経費科目は、租税公課・荷造運賃・水道光熱費など、一般的に事業で発生する費用を性質ごとに分類したものです。該当する科目がない支出は「雑費」にまとめて記載できます。減価償却費（10万円以上の固定資産を複数年にわたって費用化する処理）がある場合は、別途「減価償却費の計算」欄（本テンプレートには含まれていません）で計算した金額をこの科目に転記します。

## 3. 事業専従者控除（白色申告のみ）

生計を一にする配偶者や親族が事業を手伝っている場合、一定額を必要経費とみなして差し引けます。配偶者は最高86万円、配偶者以外の親族は1人につき最高50万円です（国税庁タックスアンサー No.2075 で確認・2026-09-04時点）。ただし、事業専従者控除前の所得金額を「専従者の数+1」で割った金額の方が低い場合は、その金額が上限になります。青色申告の場合は、この控除の代わりに「青色事業専従者給与」（届出をした金額の範囲内で実際に支払った額）を必要経費にできます。

## 4. 売上原価（棚卸がある業種は必ず差し引く）

商品を仕入れて販売する業種（小売業・卸売業・製造業など）は、売上（収入）金額からまず売上原価を差し引きます。売上原価は「期首商品棚卸高+仕入金額-期末商品棚卸高」で計算します。仕入れた商品でも、年末に売れ残っている分（期末商品棚卸高）はその年の原価になりません。仕入れのないサービス業などは、この欄をすべて0のままにしてください。

## 5. 月別売上・仕入の記載（本様式のもう一つの構成要素）

国税庁の正式な収支内訳書には、本集計シートの内容に加えて「月別の売上（収入）金額及び仕入金額」を記載する欄があります。日々の記帳（現金出納帳や売上帳など）から月ごとに集計し、売上の合計を「売上（収入）金額」に、仕入の合計を「仕入金額」に転記してください。

## 6. 提出方法・添付書類

収支内訳書は、確定申告書（第一表・第二表）に添付して、納税地を所轄する税務署へ提出します。窓口への持参・郵送・e-Tax（電子申告）のいずれかの方法が使えます。国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を使うと、収支内訳書と確定申告書を画面上で作成でき、提出用の様式がそのまま印刷・送信できます。

本書は一般的な情報提供を目的とする「記入準備シート」です。正式な提出は国税庁公式様式

（収支内訳書一般用・PDF または確定申告書等作成コーナー）で行ってください。本書類自体は提出書類ではありません。